

諮問実施機関：和歌山県知事

諮問日：令和5年7月20日（諮問（情）第16号）

答申日：令和6年3月14日（答申（情）第15号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和4年12月25日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、「記者会見資料の保存期間経過により、文書の作成の有無について不明」との理由で公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年2月2日付け広第01200002号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年3月24日付け及び同月25日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨
不明では全くなく、保存期間経過によりとの理由は全くない。
- 2 審査請求の理由
審査請求人が、審査請求書及び反論書によって、本件処分に関して主張する内容

を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 大勢の職員らも所持しており、マスコミにも公にしてきている。又、重大なる裁判への捜査にも応じてきており、存在していることは顕著である。
- (2) 平成 10 年 7 月 29 日には 14 枚の書面が作成されており、マスコミ等に公にしており、又、FAX 送信も多数している事実があり、全ての書面は、刑事裁判中であり、存在しているのは、顕著であるのに開示をしない。記者会見のみではなく、厚生省の調査事業も請求している。平成 10 年のマスコミ多数人らが録音や書面を所持している。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び審査請求に対する弁明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本県の公文書開示制度において、実施機関はそれぞれ、自らの保有する公文書の開示請求があったときは、条例第 7 条の規定により、当該公文書を開示しなければならない。
ただし、開示請求に係る公文書を保有していないときは、条例第 11 条第 2 項の規定により、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- (2) 広報課が所管する記者発表資料の公文書の保存期間は 3 年で、本件対象公文書の年度（平成 10 年度）の公文書は平成 14 年 7 月 26 日に廃棄されており、本件対象公文書の作成の有無及び保有していたかどうか確認できなかった。
なお、和歌山県庁内における本件対象公文書の有無については、総務課において全庁に照会を実施したが、保有について確認できなかった。
- (3) 本件開示請求について、実施機関は、本件対象公文書を保有していないことから、条例第 11 条第 2 項の規定により、本件処分を行った。

第 5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第 1 条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主

的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

実施機関の説明によれば、広報課が所管する記者発表資料の公文書の保存期間は3年で、本件対象公文書の年度（平成10年度）の公文書は平成14年7月26日に廃棄されていることを確認した。そのため、本件対象公文書の作成の有無及び保有していたかどうかは、不明であった。また、他所属における本件対象公文書の保有についても、総務課が全庁照会したが、確認できなかった、とのことである。

当審議会において、平成10年度完結文書に適用される公文書分類表及び平成10年度完結文書の公文書管理簿等を確認したところ、以上の実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

3 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和5年7月20日	○諮問（実施機関）
令和5年8月23日	○審議
令和5年9月4日	○実施機関から追加資料を受理
令和5年9月27日	○審議
令和5年12月19日	○審議
令和6年2月16日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

石倉誠也、早坂豊司、藤田隼輝、森下順子

別紙

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和4年12月25日	平成10年7月28日、厚生省より3名にて、県庁での記者会見の全文と氏名と、全ての書面と議事録